旭川赤十字病院労働組合　執行委員長　谷本　知華子から、令和８年（2026年）５月２２日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法(昭和21年法律第 25号)第37条第１項の規定による通知があった。

令和８年（2026年）５月２２日

北海道知事　　鈴木　直道

１　事　件　　労働条件の改善

２　日　時　　2026年6月4日　0時00分以降本件の解決に至るまで

３　場　所　　旭川赤十字病院労働組合組合員の従事する全職場

４　概　要　　全面スト又は部分ストなどを含むあらゆる形の争議行為を前記第３項記載場所の全体又は一部において実施する。